鳥取県の平成の大合併の経過とその後

鳥取県の広域行政の実体をモデルとして――

Щ 田 光 矢

- 平成の大合併までの鳥取県内の市町村および郡の変遷
- 全国総合開発計画と鳥取県の三地域
- 三 定住自立圏と鳥取県内三地域の特徴
- 四 中国地方や関西広域連合と鳥取県の今後

平成の大合併までの鳥取県内の市町村および郡の変遷

鳥取県は、 中国山地の北側にあって、 東は兵庫県、 西は島根県、 南は岡山・広島の両県に接し、 北は日本海に面し

鳥取県の平成の大合併の経過とその後(山田)

字豊栄で北緯三五度三分、 の細長く規模の小さい県である。 西に細長い県である。 メートルとなる。 日野郡日南町大字新屋で東経一三三度八分であり、 総面積が三五〇七:二六平方キロメートルで、 鳥取県の面積は日本の四七都道府県の四一位であり、 より詳しく説明すれば、 北端は岩美郡岩美町大字陸上で北緯三五度三六分であり、 鳥取県の東端は八頭郡若桜町大字落折で東経 東西約一二〇キロメートル、 東西の距離は一二六キロメートルとなる。 平均面積約八千平方キロメート 南北約二〇~六〇キロ 南北 の距離 一三四度三一 南端は日野郡日南 離は六一・八五 ルの半分以下 X 1 1 西端 ル キロ 町大 の東

郡の一部を加える形で鳥取県が誕生した。同年一一月に播磨国の三郡は姫路県 伯耆国の六郡 あっていたことがうかがえる じである。 二月にもともと松江藩の管轄に属し、 明治元年当時の鳥取藩は、 しかし明治九年八月に鳥取県は島根県に合併され消滅している。 明治四年七月の廃藩置県のときには、 (河村郡・久米郡・八橋郡・汗入郡・会見郡・日野郡) 旧因幡国 一の八郡 廃藩置県で浜田藩の管轄区域とされた旧隠岐国が島根県から鳥取県に編入さ (邑美郡・法美郡・岩井郡・八上郡・八東郡・智頭郡・高草郡・気多郡) 旧因幡国の八郡と旧伯耆国の六郡の鳥取藩の領域に、 で構成されていた。これは現在の鳥取県の領域と同 鳥取県と島根県は境港や中海を挟んで影響し (後の兵庫県) に編入されたが、 旧播磨国 逆に と 旧 <u>の</u> 三

明治二一年の「市制・町村制」 町村の合併を繰り返してはきたが、 根県から分離独立し再び鳥取県となった。 鳥取県民が熱心に再置運動を行ったことが実り、 の影響を受けて、明治二二年一〇月一日に邑美郡と法美郡から鳥取市が誕生し、 県境を変えるような動きに遭遇することはなかった。 明治元年の鳥取藩を鳥取県として再興した後は、 明治一四年九月に旧因幡国の八郡と旧伯耆国の六郡の領域 明治の大合併の流れ 鳥取県は内部 での 郡 の中、 鳥取 なは島

郡 県は一市・四町・二三三村の合計二三八市町村(一四郡)となった。明治二三年の「府県制」 なかった日野郡とあわせて三郡に再編された。その結果鳥取県は一市六郡となった。 旧伯耆国の六郡は、 鳥取県では明治二九年四月に郡の再編が実施され、 八上郡と八東郡と智頭郡が合併して八頭郡に、 日野郡の二つの区域が並立する形となった。 河村郡と久米郡と八橋郡が合併して東伯郡に、 高草郡と気多郡が合併して気高郡となり、三郡に再編された。 旧因幡郡の八郡は、 汗入郡と会見郡が合併して西伯郡となり、 邑美郡と法美郡と岩井郡が合併して岩美郡に 旧伯耆国の領域は西伯郡と東伯 那制 制定を受けて、 他方、

とがわかる。 取県内の市町村は、 計一八八市町村となった。 その後も鳥取県内の市町村では徐々に合併が進み、 明治の大合併以降、 鳥取市と米子市の二市のほか六郡に二三町一四五村が置かれ、 第二次世界大戦終了時までに、鳥取県内の市町村数は合併により、 昭和二年に西伯郡から米子市が誕生した。 大正一四年一〇月一日には鳥取市と六つの郡の一八七町村の合 第二次世界大戦後の昭和二五年一○月でも、 合計一七〇の市町村が存在してい 約三分の二に減少したこ 鳥

昭和 町村となった。 けて鳥取県の市町村合併が継続され、 した。 昭和の大合併前期の昭和三〇年一〇月の鳥取県の市町村は三市三一町二二村 和の大合併のために、三年間の時限法である町村合併促進法が施行された昭和二八年一〇月一日に倉吉市 三一年四月一日には境港市が誕生した。 これによって鳥取県は鳥取市と米子市と倉吉市のそれぞれが地域の中核的機能を担う体制が確立されたといえ 鳥取県内の市町村は合併によって約四分の一に再編されたのである。 昭和三五年一〇月の鳥取県の市町村数は四市三二町四村 昭和三一年六月に五年間の時限法である新市町村建設促進法が施行を受 (六郡) 昭和四五年一〇月に鳥取県の市 の合計五六市町村であった。 (六郡) の合計四〇市 が誕生

町村数は四市三一町四村 (六郡) の合計三九市町村となり、 鳥取県で平成の大合併推進直前の平成一六年八月三一日

まで継続され

四五 吉津村、 鹿野町、 三朝町は七九二一人であった。 赤碕町、 取市、 北條町は七八六五人、大栄町は九〇五〇人、 であり、 人、河原町は八三八二人、 民全体の六割強が市部に住んでいた。岩美郡の岩美町は一万四〇一五人、国府町は八六二〇人、福部村は三四五一人 していた。境港市は米子市と隣接しているが他の市町村とは接しておらず、 八頭郡には若桜町、 三万八七五六人、倉吉市四万九七一一人、境港市三万六八四三人で、市部には三七万五七四九人が住んでおり、 鳥取県の四市三一町四村体制の実情を、平成一二年の国勢調査の人口でみると、鳥取市一五万四三九人、米子市 九四人、 和四五年から平成一六年八月三一日までの、鳥取県の市町村の状況を郡単位でみると以下の通りとなる。 米子市、 八頭郡の若桜町は四九九八人、智頭町は九三八三人、郡家町は一万九人、船岡町は四六六四人、八東町五五七二 西伯町、 関金町、三朝町の八町一村が存在した。米子市に隣接する西伯郡には中山町、 青谷町の三町が存在した。 青谷町は八〇九五人であった。 倉吉市、 会見町、 智頭町、 境港市の四市である。 用瀬町は四三二四人、佐治村は二八三五人であり、 岸本町の七町一村が存在した。 郡家町、 西伯郡の中山町は五二三三人、名和町は七五九八人、大山町は六七三〇人、淀江町は 倉吉市に隣接する東伯郡には羽合町、 船岡町、 東伯町は一万二〇九八人、赤碕町は八三四四人、 東伯郡の羽合町は七七六七人、 鳥取市に隣接する岩美郡には岩美町、 八東町、 川原町、 日野郡には溝口町、 用瀬町、 佐治村の七町一村が、 東郷町、 中海を挟んで島根県と隣接している。 東郷町は六五五八人、 気高郡の気高町は一万四人、 江府町、 泊村、 国府町、 日野町、 名和町、 北條町、 関金町は四三一六人、 福部村の二町 日南町 大山町、 気高郡には気高 泊村は三〇五六人、 大栄町、 が四 淀江町、 鹿野町は 町が存在 東伯 市は鳥 村が 町 県 日

図1 鳥取県内の市町村



<市>	<岩美郡>	<八頭郡>	<東伯郡>	<西伯郡>	<日野郡>
鳥取市	岩美町	八頭町	湯梨浜町	日吉津村	日南町
米子市		若桜町	三朝町	大山町	日野町
倉吉市		智頭町	北栄町	南部町	江府町
境港市			琴浦町	伯耆町	

- 平成16年9月1日に東伯町と赤碕町は合併して琴浦町となりました。
- 平成16年10月1日に羽合町、泊村、東郷町は合併して湯梨浜町となりました。
- 平成16年10月1日に西伯町と会見町は合併して南部町となりました。
- 平成 16 年 11 月 1 日に鳥取市、国府町、福部村、河原町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町、青谷町は合併して鳥取市となりました。
- 平成17年1月1日に岸本町と溝口町は合併して伯耆町となりました。
- 平成17年3月22日に倉吉市と関金町は合併して倉吉市となりました。
- 平成17年3月28日に大山町、名和町、中山町は合併して大山町となりました。
- 平成17年3月31日に米子市、淀江町は合併して米子市となりました。
- 平成17年3月31日に郡家町、船岡町、八東町は合併して八頭町となりました。
- 平成17年10月1日に北条町、大栄町は合併して北栄町となりました。
- 平成17年10月1日に鳥取市は特例市に移行しました。

出典:http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=9577

表 1	鳥取県の平成の大合併の流れ
2	Wa-14714 - 1 120 - 2 2 1 121 - 2 2 10 10 - 2

							10.10			
平成 16 年	8月31日ま	での鳥取県	内市町村		平成	17年10月	1日以降の	鳥取県内市	町村	
市/郡	市町村名	人口	人口比	市/郡	市町村名	人口	人口比	面積	面積比	備考
	鳥取市	150,439	24.52%		鳥取市	195,957	32.98%	765.66	21.83%	合併で拡大
	岩美町	14,015	2.28%	岩美郡	岩美町	12,922	2.17%	122.38	3.49%	
岩美郡	国府町	8,620	1.40%							鳥取市と
	福部村	3,451	0.56%							合併
	若桜町	4,998	0.81%		若桜町	4,072	0.68%	199.31	5.68%	
	智頭町	9,383	1.52%		智頭町	8,266	1.38%	224.61	6.40%	
	郡家町	10,009	1.63%	八頭郡						
a axan	船岡町	4,664	0.76%		八頭町	19,386	3.26%	206.71	5.89%	合 併
八頭郡	八東町	5,572	0.90%							
	河原町	8,382	1.36%							
	用瀬町	4,324	0.70%	1						息取市と 合併
	佐治村	2,835	0.46%]						ни
	気高町	10,004	1.63%							
気高郡	鹿野町	4,594	0.74%							鳥取市と 合併
	青谷町	8,095	1.31%							ΗИ
鳥取県東部	小 計	249,385	40.66%	鳥取県東部	小 計	240,603	40.50%	1518.67	43.28%	
	倉吉市	49,711	8.10%		A + +	50.000	0.550/	070.15	7 700/	A 194
	関金町	4,316	0.70%		倉吉市	50,830	8.55%	272.15	7.76%	合併で拡大
	羽合町	7,767	1.26%							
	東郷町	6,558	1.06%	東伯郡	湯梨浜町	17,670	2.97%	77.95	2.22%	合 併
	泊 村	3,056	0.49%							
東伯郡	北条町	7,865	1.28%		北栄町	16 200	0.700/	E7 1E	1 620/	合 併
	大栄町	9,050	1.47%		北木町	16,208	2.72%	57.15	1.63%	合併
	東伯町	12,098	1.97%		琴浦町	10.976	2 2 4 0 /	120.00	2.00%	△ 併
	赤碕町	8,344	1.36%		今 佣 旳	19,276	3.24%	139.92	3.99%	合併
	三朝町	7,921	1.29%		三朝町	7,314	1.23%	233.46	6.65%	
鳥取県中部	小 計	116,686	19.02%	鳥取県中部	小 計	111,298	18.73%	780.63	22.26%	
	米子市	138,756	22.62%		米子市	148,915	25.06%	132.21	3.77%	合併で拡力
	境港市	36,843	0.60%		境港市	36,108	6.07%	28.79	0.82%	
	淀江町	9,081	1.48%							米子市と合作
	中山町	5,233	0.85%							
	名和町	7,598	1.23%		大山町	17,825	3.00%	189.79	5.41%	合 併
西伯郡	大山町	6,730	1.09%							
ET ICIAIP	日吉津村	2,971	0.48%	西伯郡	日吉津村	3,249	0.54%	4.16	0.12%	
	西伯町	8,168	1.33%	HILLIAN	南部町	11,684	1.96%	114.03	3.25%	合併
	会見町	4,042	0.65%		[#] [B] [#]	11,004	1.50%	114.03	3.2376	п и
	岸本町	7,271	1.18%		伯耆町	11,740	1.97%	139.45	3.98%	郡をまたい
	溝口町	5,392	0.87%		ID 를 IDI	11,740	1.31/0	103.40	0.30/0	合併
日野郡	江府町	3,921	0.63%		江府町	3,361	0.56%	124.66	3.55%	
니 커 41	日野町	4,516	0.73%	日野郡	日野町	3,809	0.64%	134.02	3.82%	
	日南町	6,696	1.09%		日南町	5,489	0.92%	340.87	9.72%	
鳥取県西部	小 計	247,218	40.31%	鳥取県西部	小 計	242,180	40.76%	1207.98	34.44%	
	合 計	613,289			合 計	594,081		3507.28		

註1 平成の大合併以前と、合併後の定住自立圏以外の人口は『市区町村プロフィール』鳥取県を参照した。

註 2 平成の大合併以降の人口は、定住自立圏関連市町村は総務省『全国の定住自立圏の取り組み』を参照した。

野郡の溝口町は五三九二人、江府町は三九二一人、日野町は四五一六人、 九〇八一人、日吉津村は二九七一人、西伯町は八一六八人、会見町は四〇四二人、岸本町は七二七一人であった。 日南町は六六九六人であった。 日

立することになった。また日本海に面した県北部と、中国山脈に接する農山村が中心の県南部の間にも地域的な特徴 それゆえ鳥取県は、 県西部に位置する伯耆国をそれぞれ対象にして行われてきた。その中心が鳥取市と米子市であった。昭和の大合併期 計一九市町村となり、 の相違がみられる 鳥取県の市町村は、 鳥取県の水産業の中心である境港が市へ昇格し、東西に長い鳥取県の中間部の中心市として倉吉市が設置された。 鳥取市を中心とした県東部と、倉吉市を中心とした県中央部と、米子市を中心とした県西部が並 平成の大合併が終了した平成一七年一〇月一日に、図1や表1のように、四市一四町一 現在に至っている。 鳥取県の市町村合併の歴史を見ると、戦前は県東部を占める旧因 幡 村の合 国と、

市の一部となったことで消滅した。この地域は一市・四町となった。 部となった。岩美郡では岩美町だけが町として残った。八頭郡では郡家町と船岡町と八東町が平成一七年三月三一日 の川原町 に合併して八頭町となった。若桜町と智頭町はそのまま町として残った。 鳥取市は周辺の岩美郡と八頭郡と気高郡の町村との合併を推進した。その結果、 用瀬町、 佐治村、 気高郡の気高町、 鹿野町、 青谷町は、 平成一六年一一月一日に合併によって鳥取市 また気高郡は構成していた三つの町が鳥取 岩美郡の国府町、 福部村、 八頭郡 の 一

県と江府町と接していた関金町だけであったことから、 倉吉市と接している郡は、 単純に言えば岡山県と東伯郡に囲まれている地域である。 以前の郡の合併の影響もあって東伯郡だけである。 東伯郡に囲まれた倉吉市は岡山県や江府町と接するように 東伯郡の八市一町の中で倉吉市と合併したのは、 倉吉市は 部江府町と接しては いる 阅

日には羽合町と泊村と東郷町が合併して湯梨浜町となり、 合併しなかった。 なった。平成の大合併の中で、関金町は平成一七年三月二二日に倉吉市の一部となり、東伯郡の中では三朝町だけは この地域も東部と同様に一市・四町で構成されることになった。 他の町村をみると、平成一六年九月一日に東伯町と赤碕町は合併して琴浦町となり、 一年後には北条町と大栄町が合併して北栄町となった。そ 同年一〇月

残った。境港市も合併はしなかった。その結果、西部地域は二市・六町・一村で構成されることになった。米子市と 町と大山町が合併して大山町となった。唯一郡を超えて合併をしたのが西伯郡岸本町と日野郡溝口町で、合併して伯 日本海で囲まれる形で、鳥取県で唯一の村である日吉津村が残った。 耆町となり西伯郡の区域となった。日野郡で合併したのは溝口町だけであり、 しなかった。平成一六年一〇月一日に西伯町と会見町が合併して南部町となり、 米子市は平成一七年三月三一日の合併によって西伯郡の淀江町を取り込んだ。西伯郡では唯一日吉津村だけは合併 日南町と日野町と江府町はそのまま 一七年三月二八日には中 山町と名和

===:· % 郡の川原町と用瀬町と佐治村、気高郡の気高町と鹿野町と青谷町と合併した結果、人口は一九万五九五七人で県の 人で一・四%、二二四・六一で六・四%となっている 人で三・三%、二〇六・七一で五・九%となり、 二・二%、一二二・三八で三・五%となった。八頭郡の郡家町と船岡町と八東町が合併してできた八頭町は一万九三八六 平成の大合併後の鳥取県内の市町村の人口と面積は以下のようになった。 面積は七六五・六六平方キロメートルで県の二一・八%となった。岩美郡岩美町は一万二九二二人で 若桜町は四○七二人で○・七%、一九九・三一で五・七%、智頭町は八二六六 鳥取市は岩美郡の国府町と福部村、 八頭

倉吉市は関金町と合併し五万八三〇人で八・六%、二七二・一五で七・八%となった。 東伯郡の三朝町は七三一四人

條町と大栄町の合併で誕生した北栄町は一万六二○八人で二・七%、五七・一五で一・六%となっている。 で四・○%、羽合町と泊村と東郷町の合併で誕生した湯梨浜町は一万七六七○人で三・○%、七七・九五で二・二%、北 で一:一%、二三三・四六で六・七%、東伯町と赤碕町の合併で誕生した琴浦町は一万九二七六人で三・二%、一三九・九二

三万六一○八人で六・一%、二八・七九で○・八二%となっている。西伯郡で唯一合併しなかった日吉津村は三二四九 で五・四%となり、西伯郡岸本町と日野郡溝口町の合併で誕生し西伯郡に属することになった伯耆町は一万一七四〇 三・六%となっている。(4) で九・七%、日野町は三八○九人で○・六%、一三四・○二で三・八%、江府町は三三六一人で○・六%、一二四・六六で 人で二・○%、一三九・四五で四・○%となった。合併しなかった日野郡の日南町は五四八九人で○・九%、三四○・八七 人で○・六%、四・一六で○・一%となっている。西伯町と会見町の合併で誕生した南部町は一万一六八四人で二・○% 一一四・○三で三・三%となり、中山町と名和町と大山町が合併した大山町は一万七八二五人で三・○%、一八九・七九 米子市は淀江町を取り込み人口一四万八九一五人で二五・一%、一三二・二一で三・八%となった。 境港 市は

県より面積が小さい都道府県は上から佐賀県、 県が一八市町村で四四位であり、一七市町村の福井県と香川県が続いている。鳥取県より少ない市町村数の県は四県 平均は三六・六市町村となっている。鳥取県の一九市町村は、 しか存在しない。 く人口の多い都道府県ではあまり平成の大合併は進展していなかった。 都道府県内の市町村数の実態は、一七九市町村を抱える北海道から一五市町村を抱える富山県までさまざまであり、 ただし鳥取県より市町村数が少ない都道府県で、 神奈川県、 沖縄県、 石川県や滋賀県や山口県とともに四〇位である。 東京都、 面積が鳥取県以下の県は香川県だけである。 大阪府、 香川県の順であり、 面積が小さ

は県人口の七割強が住んでいるが、これは人口の都市集中というよりも、 なっている。 さまざまである。村が一つの府県は鳥取県をふくめて一○の府県が存在し、 は一三・六町であり、 分県である。ただし第二位が三一町の福島県であり、 あるがそれでも八市であり、 市の数が最多なのは四○市の埼玉県で、最少は四市の鳥取県である。鳥取県に次ぐのは島根県と徳島県と香川 平均が四村であることから見て、 鳥取県の一四町はほぼ平均数といえる。 鳥取県が極端に少ない。 鳥取県は村の数の少ない県ということになる。⑸ 北海道が突出している。 町の数が最多なのは一二九町の北海道であり、 村の数は最多の長野県の三五村からゼロの一三 合併の結果という側面が強 日本のほぼ半数の府県が一 北海道を除く四六都府県の町の平均数 なお、 鳥取県 最少は 村かゼロ村と \hat{O} 一県まで 市 の大

一 全国総合開発計画と鳥取県の三地域

三七位であり、 小規模な都道府県の一つである。ただし人口密度は全国平均の三四三人の約半分の一六八・五五人であるが、 口五十万人台の都道府県は鳥取県だけである。面積も前述のように約三五〇七平方キロメートルで全国四一位であり、 鳥取県の人口は五九万四○八一人で四七都道府県の中で最も少ない。 面積の割に人口が極端に少ないわけではない。 四六位は人口七一万人強の島根県であり、人 全国で

である。 の圏域の人口は、 一五一八・六七平方キロ 歴史からみると、 人口も面積もほぼ四対六の割合になっている。それゆえ旧因幡国の区域は鳥取県の「東部地域」とされ、 県の総人口の約四○・五%の二四万○六○三人であり、 鳥取県は旧因幡国と旧伯耆国の二国で誕生した。旧因幡国の圏域の面積は県内の四三・三%の メートルであり、 旧伯耆国は五六・七%の一九八八・五九平方キロ 旧伯耆国は約五九・五%の三五万三四七八人 X ートルである。 旧播 若

干広域で人口も多い旧伯耆国の区域は、 める「中部」の三地域によって構成されているのである。 とされる。 人口の一八・七%占める旧東伯郡の区域は 鳥取県は、 県の面積・人口ともほぼ四○%ずつを占める「東部」と「西部」、その中間でほぼ二○%を占 鳥取県が縦長なこともあって、 「中部地域」 とよばれ、 中部と島根県に隣接する残りの区域は 東部に隣接し鳥取県の総面積の二二・三% 西部 地

村は平均八つの 事務組合構成団体数は二万五九八八市町村であり、 よって、 併で創設された新しい市町村も、 に二二○二組合であった一部事務組合は、 人々の日常生活や経済活動の領域を拡大させた。こうした生活空間の拡大とそれに対応したサービス等の提供のため わけでもなく、 市町村合併が適切な規模の基礎自治体を創設するわけではない。 基礎自治体の多くは複数の一部事務組合などを組織し、広域的行政への対応をはかった。 時代との齟齬をきたすようになっていった。 地方公共団体の規模は地方自治に対する理念や社会的な状況などによって大きく異なる。 部事務組合に加盟していた。 戦後復興策である社会的インフラストラクチャーの復興整備とその拡充策などに 昭和四九年には三〇三九組合まで増加した。 組合当たりの構成団体数は約八・六市町村であり、 鉄道網や道路網そして港湾や空港の復興整備と拡張などは、 まして、 基礎自治体の適正規模の標準が存在する 当時の三二五六市町村で一部 その結果、 昭 昭和四二年 つの 和 0) 市町

てい 制度の導入がある。 組合等に参加 その後 . る。 昭和 部事務組合は減少し始め、 がしている。 の大合併や平成の大合併の影響もあり、 郡は昭和二二年に六一二存在したが、 部事務組合の減少の主な原因として、 平成二〇年には一四四九団体となり、一つの市区町村は平均六・三の 郡を単位あるいは郡を超えた広域的な市の形成や、 平成一八年には四〇八、 市町村合併の進展と昭和四九年の複合 平成二三年には三七七まで減少し 部 郡の合併や 事 務組 部 事務

統合などによって郡そのものが減少していった。

開発方式である。その一つとして鳥取県と島根県をまたいで設定されたものが 域を設定し、この二一地域を中心に地方圏の総合的な開発を実施することを目的とした政策を展開した。 目標として策定された、 戦後復興は三大都市圏の発展を促し、 昭和三七年の 「全国総合開発計画」(一全総)は、 地域間格差を拡大していった。そこで、 一五の新産業都市と六つの工業整備特別地 「中海新産業都市」である。 日本の地域間の均衡ある発展を基本 これが

画が、 県側では松江市、 山町、 村・簸川郡斐川町・大社町が指定された。これは現在の松江市の一部、 日野郡に属していた溝口町が西伯郡の岸本町と合併して伯耆町となり伯耆郡の一部となった一因と考えられる。 鳥取県側では米子市、 中海を挟んだ鳥取県と島根県の産業発展などの関係の、 日野郡溝口町が指定された。これは現在の米子市と境港市と大山町と南部町と伯耆町に相当する地域であり、 出雲市、 境港市、 安来市、 西伯郡西伯町・会見町・岸本町・伯仙町・日吉津村・淀江町 平田市、 八束郡鹿島町・島根村・美保関町・東出雲町・玉湯町・宍道町 戦後の方向性の礎となったことが理解できる。 出雲市の一部、 安来市の一部である。 ・大山町・ この計 八束 島根 中

年の 疎化 数が八・六団体であり、 広域市町村圏を設定した。 市町村圏 交通通信網の発展整備は人々の行動範囲をさらに拡大させ、 がみられる周辺市町村の一体化した地域開発や行政施策の遂行の必要性などを前提に、三大都市圏を除く地 一新全国 圏域の平均人口は二一万一千人で平均市町村数は九であった。 総合開発計画」 全国の七〇九一万四三五六人が居住する二九三二市町村に三三八圏域が設定された。 部事務組合の圏域と広域市町村圏 (新全総) である。 新全総において自治省 一の圏域にはある程度の類似性があることがうかがえる それに呼応する形で展開された政策の一つが昭 (当時) 一部事務組合における一組合の構成市 は、 人口集中地域である中心都市と過 和 広域 四 四

(当時) は、単数もしくは複数の広域市町村圏を単位として「地方生活圏」を設定した。

自立圏」に移行することになった。(2) 画が廃止された。 地方拠点都市整備法を制定し、 全国総合開発計画」(三全総)は、中心政策の一つとして「モデル定住圏計画」を提示し、全国に四四の「モデル定住 昭和四八年のオイルショックとその後の低成長期への移行の影響を受けて、 平成一六年二月に四二の また平成二一年三月三一日をもって「広域市町村圏」と「ふるさと市町村圏」は廃止され、 バブル期の昭和六二年に設定された「第四次全国総合開発計画」(四全総) 「リゾート基本計画」 全国に四二のリゾート地域と八一の地方拠点都市地域を設定した。ただし国土交通省 の廃止を含めた抜本的見直しを指示した。 昭和五二年に閣議決定された は、 その結果一二の基本計 総合保養地整備法と

西部広域市町村圏が設置された。それらはすべて「地方生活圏」、「ふるさと市町村圏」(平成二二・二三年廃止)、「定 によるリゾート整備も実施されている 住自立圏」(「西部」だけは米子市と境港市のみ) 地方拠点都市地域」に指定されている。 九年に「特定地域経済活性化対策推進地域」に指定されたのに対して、鳥取県東部は平成五年に西部は平成六年に 鳥取県の三地域には、 昭和四四年に鳥取中部広域市町村圏、 また鳥取県西部を中心に平成三年に「ふるさと大山ふれあいリゾート構想 の指定を受けている。ただし、 翌四五年に鳥取県東部広域市町村圏、 鳥取中部が「モデル生活圏」と平成 四六年に鳥取県

体化型の発展を目指すべき地域とされているのに対して、 発展を前提に地域開発に向かうべき地域と考えられていることがわかる。ただし鳥取県東部は鳥取市を中心として一 このことから、 鳥取中部は第一次産業を中心とした自然環境豊かな生活圏域と考えられ、 西部は内部の地域的特性によって異なった対応もみられ 他の二つの地域は産業の

農山村としての存在を重視せざるを得ない地域と、 島根県との関連を重視しながら発展していくことを目指している

地域が併存してい

ある。 町と伯耆町を構成団体とする「南部町・伯耆町清掃施設管理組合」と日野町と江府町と日南町を構成団体とする する団体と、 野町江府 和三六年の鳥取県内の全町村と四組合が構成団体となっている「鳥取県町村職員退職手当組合」、 する「米子市日吉津村中学校組合」、昭和三三年に設置された鳥取県と島根県が構成団体とする「 九年設置の、 表2のように、 鳥取県西部地域内の特殊性がうかがえる。 町日 鳥取県と島根県によって設立された組合以外は、すべて鳥取県西部に位置する市町村が関連する組合で 鳥取県内の全町村を構成団体とする「鳥取県町村消防災害補償組合」、 南町衛生施設組合」である。 鳥取県に現存する一部事務組合のうち、 これらを大別すると、鳥取県内の全市町村が構成団体となる資金管理に関 広域市町村圏設置以前から継続されているものは、 米子市と日吉津村を構成団 「境港管理組合」、 昭和四六年の 昭 和二 南 体 日 昭

理を目的の一つとしたものであり、 次全国総合開発計画」下で「モデル定住圏」とされ、平成元年には「ふるさと市町村圏」 の複合 「中部広域行政管理組合」に名称変更)が一部事務組合として設立された。この中部広域市町村圏は昭和五二年の 昭 部事務組合であることは、これらの地域を単位として、そこに存在していた複数の一部事務組合を解散して一つ 和四 部組合を設置したことがわかる。 .四年に設置された鳥取中部広域市町村圏には、 鳥取県内に設置された一部事務組合はこれだけではなかった。三つの広域市町村圏 鳥取県内の一部事務組合もそうした流れの中で整理されていったことがわかる⑴ 広域市町村圏の設置は、 昭和四六年に 複合一 「中部市町村共同施設管理組合」 部事務組合の設置による一部事務組合の整 に指定され、 の管理組合がすべて複 平成一三年に (昭和五二年に

表 2 鳥取県の一部事務組合

一部事務組合の名称	構 成 団 体 名	設立年月日	共 同 処 理 事 務		
鳥取県東部広域行政管理組合	鳥取市、岩美郡・八頭郡の町	S46.12.20	地域拠点都市地域基本計画、ふるさと市町村圏計画、し尿処理、消防、不燃物処理、可燃物処理施設の建設、火葬場、介護保険(要介護、要支援認定に係る審査、判定)、障害認定審査、休日急患歯科診療業務運営、最終処分場跡地利用、汚泥運搬事務、県からの移譲事務(【1】火薬類の消費等に係る許可【2】液化石油ガス設備工事届の受理)		
鳥取県西部広域行政管理組合	米子市、境港市、西伯郡、日野 郡の町村	S 47. 6. 1	ふるさと市町村圏計画、不燃物処理、広域福祉センター、消防、視聴覚ライブラリー、病院群輪審制病院運営、広域観光、火葬場、介護保険(要介護、要支援認定に係る審査、判定)、障害認定審査、し尿処理、可燃物処理、県からの移譲事務(【1】火薬類の消費等に係る許可【2】液化石油ガス設備工事等の受理)		
八頭環境施設組合	鳥取市、八頭町、若桜町、智頭町	H13.4.1	ごみ処理		
南部町・伯耆町清掃施設管理組合	南部町、伯耆町	S 46. 4. 1	ごみ処理		
日野町 江府町 日南町衛生施設組合	日野町、江府町、日南町	S46.10.20	し尿処理、ごみ処理		
鳥取県町村消防災害補償組合	全町村	S 29.10. 1	消防団員及び水防団員に係る損害補償		
鳥取県町村職員退職手当組合	全町村、鳥取中部ふるさと広域 連合ほか4組合	S 36. 7. 8	退職手当		
米子市日吉津村中学校組合	米子市、日吉津村	S29.10.20	中学校		
玉 井 斎 場 管 理 組 合	境港市、島根県松江市	H6.12.21	火葬場		
日 野 病 院 組 合	日野町、江府町、伯耆町	Н 8. 3.21	病院		
境港管理組合	鳥取県、島根県	S 33. 4. 1	境港の管理運営		

鳥取県自治振興課広域連合・一部事務組合を参照し作成した。

表 3 鳥取県の広域連合

広域連合の名称	構 成 団 体 名	設立年月日	共 同 処 理 事 務
鳥取中部ふるさと広域連合	倉吉市、東伯郡の町	H10.4.1	ふるさと市町村圏計画、ごみ処理、し尿 処理、火葬場、消防、交通共済、固定資 産評価審査、滞納整理、休日急患診療所、 病院群輪審制病院運営、介護保険(要介 護、要支援認定に係る審査、判定)、県 からの移譲事務([1] 火薬類の消費等に 係る許可 [2] 液化石油ガス設備工事届 の受理)
南部箕蚁屋広域連合	南部町、伯耆町、日吉津村	H11.7.19	介護保険(要介護、要支援認定に係る審 査、判定に関するものを除く)老人保健 福祉計画、県からの移譲事務(指定居宅 サービス事業者、指定居宅介護支援事業 者、指定介護予防サービス事業者の指 定)
鳥取県後期高齢者医療広域連合	鳥取県内全市町村	H19.2.1	後期高齢者医療制度に係る、被保険者の 資格管理に関する事務、医療給付に関す る事務、保険料の賦課に関する事務、保 健事業に関する事務

鳥取県自治振興課広域連合・一部事務組合を参照し作成した。

らの権限移譲事務などを実施している。 平成一〇年に 「特定地域経済活性化対策推進地域」に指定(平成一六年に再指定)されている。 固定資産評価 「鳥取中部ふるさと広域連合」に移行し、 滞納整理、 休日診療所、 介護認定審査事務、広域観光等の推進に関する共同処理事務、 現在では、 ごみ処理、 し尿処理、 圏域の事務の共同処理の 火葬場、 消防、 交通災害共 鳥取県か 主体は、

協力関係の強化を目指した施策として評価できる。(⑶ ことができる。合併は目指さずに「一部事務組合」 域について行う」ものとされている。 有することを標準とし、 政サービスを提供している圏域であることがわかる。 七八〇・六三平方キロメートル、人口一一万一二九八人であり、 構成団体を現在の市町村で示すと、 次の要件を具備した日常社会生活圏を形成し、また形成する可能性を有すると認められる地 中部広域市町村圏は人口からいえば、まさにこの最低条件を満たす圏域という 倉吉市と三朝町と琴浦町と湯梨浜町と北栄町の一市・四町であり、 から「広域連合」へと組織を改編したことは、今後の中部地 広域市町村圏の設置は、「おおむね人□一○万人以上の規模を 他に一部事務組合もなく、 かなり一体化した形で行 面積

り ている。 である。 昭和四五年に、 現在は複合一 不燃物処理、 この圏域は平成五年に 圏域の運営主体は、 鳥取市と岩美郡全域と八頭郡全域と気高郡全域で設定されたものが、「鳥取県東部広域市町村圏 部事務組合として、 可燃物処理、 昭和四六年に不燃物処理を目的として設置された「鳥取県東部広域行政管理組合」であ 「鳥取県東部地方拠点都市地域」に指定され、 火葬場、 鳥取県東部地方拠点都市地域に関連事務、 介護関連事務、 鳥取県からの権限移譲事務などを実施している。 翌年には 地域振興事業関連事務、 「ふるさと市町 村圏 し尿処理

鳥取市の現在の人口は一九万五九五七人ではあるが、平成一二年の国勢調査の数字を合併後にあてはめた場合には

一〇万人以上を条件とする特例市への移行の申請を行い、 一〇万七四四人であり、 鳥取市が名実ともに特例市でいるためには、 鳥取県の東部地域は特例市である鳥取市を中心に広域行政が展開される下地が形成されたことになる。 平成一七年一月一日の住民基本台帳による人口が二〇万二一一五人であることから、 東部地域の一部との合併を模索する必要がある。 平成一七年一〇月一日に特例市への移行を実現させている。 人口

圏域内の一部地域は平成三年に「リゾート地域」に指定され、 聴覚ライブラリー、 に指定されている。 合」という一部事務組合である。ここでは広域市町村圏関連事務、 津村の二市・六町 圏」である。 和四六年に設置されたものが、 現在の市町村名でいえば、 ・一村で構成される圏域である。この運営主体が四七年に設置された「鳥取県西部広域行政管理組 これらが西部圏域と一体化したものでないところに、 火葬場、 介護関連事務、 米子市と境港市と西伯郡全域と日野郡全域で設定された「鳥取県西部広域市 米子市と境港市と南部町と大山町と伯耆町と日南町と日野町と江 し尿処理、ごみ焼却、 圏域の他の一部地域は「中海圏域地方拠点都市 不燃物処理、広域福祉センター、 鳥取県からの権限移譲事務などを実施している。(エタ 西部地域の特性が認められる。 消防、 府 町と日吉 町村

は、 の三つである 頭町と若桜町と智頭町を構成団体とする「八頭環境施設組合」の三組合である。 井斎場管理組合」、 昭和四七年以降に設立された鳥取県内の一部事務組合は、平成六年の境港市と島根県松江市を構成団体とする 年七月一九日に設立された 平成一〇年四 平成八年の日野町と江府町と伯耆町を構成団体とする「日野病院組合」、 月 日 「鳥取中部行政管理組合」 「南部箕蚊屋広域連合」、 を改組して設立された 平成一九年二月一日に「鳥取県後期高齢者医療広域連合 「鳥取中部ふるさと広域連合」、 また表3のように鳥取県の広域連合 平成 一三年の鳥取市と八 平成 玉

内だけにとどまっていないことを示している。 県松江市を構成団体とする「玉井斎場管理組合」 と島根県で組織する「境港管理組合」も西部地域に関連する組合 単位とするものが一 の特殊性が認められる。 は 部事務組合として設定されており、 この現存する一四の一部事務組合 部を単位とするものが一団体、 団体、 鳥取県や県内全市町村を単位とするものが三団体、 団体となっている。 鳥取県西部地区には、 西部地域の一部を単位とするものが五団体、 (一一団体)と広域連合 (三団体) のうち、 境港が両県にまたがる重要な経済施設であることがわかる。 東部は二団体、 昭和三三年から鳥取県と島根県を構成団体とする も一部事務組合として設定されており、 中部は一団体であるのに比べて西部は七団 三地域をそれぞれ単位とするものが三団 (団体) と考えると、 鳥取県と島根県を構成単位とするもの 西部地域の一部と島根県の 西部地域は八団体となり地域 境港市の経済圏域が鳥取県 「境港管理 また境港市と島根 体であり、 祖合」 東部 市 鳥取 町村を i地域 が 県

成と、 れることになった。 追加指定された。平成の大合併の結果、 西伯郡に位置する町村 るリゾートコミュニティの創生」がうたわれている。(ユタ) 町である。そこでは「①大山を中心とする山、 -構想」 第四次全国総合開発計画における「特定保養地域整備法」に基づいて形成された、「ふるさと大山ふれあい ②中国横断道等高速交通体系を生かした都市住民の保養地として整備し、 の対象地域は、 のうち西伯町、 鳥取県西部全域と、合併前の町村名でいうと中部に位置する赤碕町・ 会見町、 地方拠点都市の圏域は米子市と境港市と西伯郡に位置する三町一 岸本町、 海の自然、 中海圏域地方拠点都市地域は当初、 淀江町で形成された。 温泉、文化・歴史等を生かした通年型の総合保養施設 平成七年に大山町と日野 地域と滞在者との交流関係を醸 米子市と境港市を中心に 東伯町 大栄町 郡 村で構成さ 0 溝口 ij 町が 関金 ゾー の形

二 定住自立圏構想と鳥取県内三地域の特徴

準は存在しない。 問題となる 基準として一部事務組合や広域連合などの設置を通じて広域的なあるいは共同処理が求められる行政に対応するかが という問題もみられる。 0) 継 確保が求められる。 市町村合併が地方行政に内在する問題を明確に解決できるわけではない。 .続を望んだ地域までさまざまな対応がみられる。ここには地域のアイデンティティをどのような区域で考えるか 身近な行政を考慮すれば基礎自治体は狭い範囲が理想となり、 平成の大合併においても、 定の広域的なエリアを基準として内部で狭域的なエリアに配慮するか、 積極的に大規模化を推進した地域から、 地方公共団体のあるべき面積や人口 効率的な行政を考えた場合 合併を拒否し狭域的な町村 狭域的なエリアを 定規模 一の標

国 中部は広域連合の組織や機構の改定等を通じて、 名称を付けた地域審議会を設置した。米子市でも合併した旧淀江市を区域とする米子市淀江地区審議会を設置した。 町村や集落のアイデンティティの確保を図る必要がある。 市を単位として考えた場合、 府町、 旧福部村、 旧河原町、 鳥取県には表4のように二つの市に地域審議会が設置されている。 旧用瀬町、 旧佐治村、 圏域としてのアイデンティティの確立に努めるとともに、 旧気高町、 旧鹿野町、 旧青谷町を単位に、 それぞれ旧町村の 鳥取市は合併した 合併以前

住自立圏である。 域型市町村の内部関係の整理、 平成の大合併の結果を受け、 そのモデルが昭和の大合併後に設定された広域市町村圏や大都市周辺地域広域行政圏と考えられる あるいは単純に新たな広域行政の推進などを目的として、 合併をしなかった地域や不十分な合併しか実施できなかった地域、 総務省が設定したものが定 合併した新たな広

が、

平成の大合併終了後、

総務省は

「定住自立

巻 構

想の

推

進

	12.4	~ ~ 선수기	PACTIBES	金田成五(一次 2	-5 /	J I II 250	1工/	
市町村名	合併方式	合併期日	旧市町村名	地域審議会の名称	人口	人口の割合	面積	面積の割合
鳥取市	編入合併	H16.11.1.	鳥取市	設置せず	148,824	76.2%	237.2	31.0%
			国府町	国府地域審議会	8,735	4.5%	93.4	12.2%
			福部村	福部地域審議会	3,234	1.7%	34.9	4.6%
			河原町	河原地域審議会	7,702	3.9%	83.6	10.9%
			用瀬町	用瀬地域審議会	3,855	2.0%	81.6	10.7%
			佐治村	佐治地域審議会	2,391	1.2%	79.9	10.4%
			気高町	気高地域審議会	9,272	4.8%	34.3	4.5%
			鹿野町	鹿野地域審議会	4,205	2.2%	52.8	6.9%
			青谷町	青谷地域審議会	7,106	3.6%	67.9	8.9%
				地域審議会の合計	46,500	23.8%	528.4	69.0%
米子市	新設	H17.3.31.	米子市	設置せず	139,585	93.8%	106.41	80.0%
			淀江町	米子市淀江地域審議会	9,304	7.2%	25.8	20.0%
 主1鳥取市の	人口は『鳥取	市公式ウェブ	゚サイト』「町5	別世帯数・人口平成 23 年	4月30日現	在の住民登録	录」を参照し	た。

皀取県内の地域塞議会(平成23年4月1日租在) 表 4

米子市の人口は「米子市町別人口世帯数統計表平成23年7月1日現在を参照した。

鳥取市の合併前町村の面積は「wikipedia」の各町村項目を参照し整理した。

町

 \mathcal{O}

地域、 綱 平成二〇年一二月二六日に公表した「定住自立 市長 村圏 されるものである。 例であり、 である。 立圏形成方針を策定した宣言中心市の区域の全部 立 0) 旨 にあたって、 以下 村 圏 平 転換を強調してい 0) \vec{O} 形 によってスタートした。定住自立圏の要件は、 ·成二一年四月 へ送付 総務省事務次官通知」 推進要綱』 「周辺市町 その 成協定を締結した宣言中心市及び周辺にあ 特に②は広域的 対 他 合併関係市のうち人口 Ų 『広域行政圏 の合併関係市 村」という。) を、 協定 昭 和 締結の る²⁰ 平成二一年三月三一日をもって廃止する それゆ 日に施行された定住自 O大合併とその後の広域 こな市町 計 を、 積み 前 え定住自立圏は の区域の 画 村 策定要綱 重 村の 各都道府県知事と各指定都・ 0) X ねることによって形成され が最大のもの 一域を周辺 合併を経た市 全部、 立 または 地 圏 的 中 『ふるさと 圏構 心市と周辺市 域として設定 0) は 行 区域を中 に関する特 0) 政 ②定住 ① 定 住 空 る市 想推 総務 11 制 ず 度 ħ 省 市 町 から 進 村 要 心 か 自 自 が 市 町

衣	<u> </u>	に任日立圏の天忠(十成 23 -	牛 3 万	3 口火1工/
	数	中 心 市	圏域数	条 件 等
中心市	243			人口:5万人程度(少なくとも4万人以上)、中夜間人口比率:1以上
中心市宣言都市	69		66	複眼型中心市が重複
定住自立圏の圏域	54		54	共生ビジョン・形成協定締結等 (56 市・54 圏域)(延べ 216 団体)
県境型圏域	4	松江市・米子市、備前市、中津市、都城市	4	松江市・米子市は複眼型中心市圏域で もある
複眼型中心市圏域	3	松江市・米子市、四万十市・宿毛市、 名寄市・士別市 (予定)	2	名寄市・士別市は中心市宣言のみ
合併 1 市圏域	17	由利本荘市、大館市、横手市、伊勢崎市、 旭市、西尾市、浜田市、出雲市、山口市、 下関市、今治市、八女市、唐津市、五島市、 山鹿市、薩摩川内市、宮古島市	17	政策分野別の取り組み状況 市町村間の役割分担による生活機能の強化 医療53 圏域、福祉36 圏域、教育43 圏域、産業振興49 圏域、環境15 圏域
一般型圏域	31		31	市町村間の結びつきやネットワークの強化 地域公共交通 47 圏域、ICT インフラ
共生ビジョン策定済み	48			整備・利活用 28 圏域、交通インフラ 整備 30 圏域、治山致傷 30 圏域、交流
形成協定締結・形成方針策定	8			移住 40 圏域 圏域マネジメント能力の強化
中心都市宣言のみ実施済み	13			合同研修・人事交流 43 圏域、外部専門家の招へい 19 圏域
註1 松江市・米子市は県	境型で	複眼型という特殊な形態を有する圏域である	ことがわ	 かる。

表 5 定住自立圏の宝能(平成23年3月31日租在)

- 註2 総務省『全国の定住自立圏の取り組み状況について』を参照して整理した。

ただし、愛知県西尾市は4月1日に合併し、一般型から合併1市圏域型への移行手続き中のため、この表では合併1市圏 域型とした。

あ

ŋ

周辺市町村の住民もその機能を活用している

で

0

地

方圏へ

中

心市は

「生活に必要な都市機能

O

定の集積

が

保し、

農林水産業の

振興や豊かな自然環境

の保全を

集約的な整備

周辺市町村に必要な生活機能を確

ク」による中心市への圏域全体に必要な都

市機

能

0

る圏域のことであり、そこでは、

「集約とネッ

1

ワ

1

通じて、

分権型社会にふさわしい安定した社会空間

の創出を目的としているものである。

てい あり、 が、 独 となっている。 きは二つの市を合わせて一つの中心市とみなすこと 隣接する二つの市の ような、 比も一 の定住自立圏では地域活性化の推進 少なくとも四万人超が理想とされ、 る。 圏域全体のマネジメントを担う都市」とされ 以上であることも求められている。 中心市の原則は人口五万人程度以上である 都市機能がスピルオーバ 後者を複眼型という。 人口 の合計が四万人を超えると ーしている都市 また昼夜間 が困難な場合 例外として、 また単

二 (二五三)

定住自立圏の現状 表 6

	衣(0 化注	日工園の	况从
標準タイプ(リ	県境型・複眼型を含む)	の定住自立圏		
圏 域 名(中心市)	構成市町村数	人口	面積	対象市
北しりべし(小樽市)	1市4町1村	177,053	1,348.56	大館市
釧路(釧路市)	1市4町1村	243,932	4,123.41	由利本荘市
西いぶり(室蘭市)	3市3町	208,160	1,356.16	横手市
上川中部(旭川市)	1市7町	399,888	2,793.93	伊勢崎市
宗谷(稚内市)	1市8町1村	78,452	(最大)4,625.09	旭市
網走市大空町(網走市)	1市1町	(最少) 50,347	814.62	西尾市
八戸圏域(八戸市)	1市6町1村	348,205	1,328.50	浜田市
石巻圏域(石巻市)	2市1町	221,282	723.43	出雲市
大崎(大崎市)	1市4町	218,298	1,523.95	山口市
湯沢雄勝地域(湯沢市)	1市2町	76,737	1,225.04	下関市
南相馬市・飯館村(南相馬市)	1市1村	79,559	628.63	今治市
ち ち ぶ(秩 父 市)	1市4町	114,596	892.5	八女市
本 庄 地 域(本 庄 市)	1市3町	57,880	199.82	唐津市
長岡地域(長岡市)	3市1町	376,416	1,168.37	五島市
南信州(飯田市)	(最多)1市3町10村	175,523	1,904.09	山鹿市
みのかも(美濃加茂市)	1市4町	82,103	236.17	薩摩川内市
刈谷(刈谷市)	3市1町	297,616	(最小)110.87	宮古島市
旧員弁郡(いなべ市)	1市1町	72,343	242.24	小 計
湖東(彦根市)	1市4町	153,174	392.16	平均
北はりま(西脇市)	1市1町	68,257	317.62	
鳥取・因幡(鳥取市)	1市4町	247,469	1,518.67	
鳥取県中部(倉吉市)	1市4町	113,177	780.61	
中海圏域(米子市・松江市)	4市(複眼県境型)	440,678	1,154.89	
東備西播(備前市)	2市1町(県境型)	109,638	535.39	
徳島東部地域(徳島市)	2市9町1村	449,555	770.51	
阿 南 市・1市2町	1市2町	74,346	1,115.18	
瀬戸・高松広域(高松市)	1市5町	(最多)509,749	744.82	
幡多地域(四万十市・宿毛市)	3市2町1村(複眼型)	101,277	1,561.95	
高知中央広域(高知市)	4 市	463,546	1,099.30	
久留米広域(久留米市)	4市2町	465,712	467.78	註1 定住自
有明圈域(大牟田市)	3 市	249,001	263.55	用いた。 註2 定住自
伊万里・有田地区(伊万里市)	1市1町	79,760	320.82	の取組制 した。な
九州周防灘地域(中津市)	4市2町(県境型)	227,404	1,429.83	町を編入
都城広域(都城市)	3市1町(県境型)	272,557	1,443.72	海圏域の したので
延岡圏域(延岡市)【日向圏域を含む】	2市5町2村(圏域重複型)	255,036	3,183.87	註3 面積は
日向圏域(日向市)【延岡圏域内】	1市2町2村(圏域重複型)	95,233	1,629.28	「都道府」 註4 延岡圏
大隅(鹿屋市)	3 市 5 町	220,550	1,713.78	独立した
合 計	67 市 107 町 20 村	7,874,509	45,689.11	
平 均	1.8 市 2.9 町 0.5 村	212,824.57	1,234.84	

定住	自 立 圏	全 域
タイプ	人口	面 積
一般型	7,874,509	45,689.11
合併1市圏域型	2,048,064	9,213.34
総 計	9,922,573	54,902.45
平 均	183,751.35	1,016.71

合併1市圏域型の定住自立圏

人口

82,504

89.555

103,625

202,447

70,643

163,232

63,046

146,307

199,297

173,983

73,262

131,116

57,726

102,370

53,493

2,048,064

120,474.35

(最少)44,765

(最多) 290,693

積 面

(最大)1.209.08

(最小) 129.91

913.7

693.04

139.33

160.34

689.6

543.48

1,023.31

716.14

419.85 482.53

487.48

420.81

296.67

683.5

204.57

9213.34

541.96

合併前の市町村数

1市2町

1市7町

1市5町2村

1市2町1村

1市3町

1市3町

1市3町1村

2市4町

1市5町

1市4町

1市10町1村

1市2町2村

1市6町2村

1市5町

1市4町

1市4町4村

1市3町1村

18市72町14村

1市4.2町1村

- 注1 定住自立圏の名称が不明確なところは中心市の名称を 用いた。
- 主2 定住自立圏の現状と人口は総務省『全国の定住自立圏 の取組状況について』(平成23年3月31日現在)参照 した。なお愛知県西尾市は平成23年4月1日幡豆郡三 町を編入合併したので合併1市圏域型に入れた。また中 海圏域の松江市と東出雲町は平成23年8月1日に合併 したので4市とした。
- 主3 面積は「データと雑学で学ぼう 都道府県市町村」の 「都道府県プロフィール」(http://uub.jp/) を参照した。
- 主4 延岡圏域内部に設置されている日向圏域定住自立圏も 独立した圏域としたので、面積はその分増加している。

鳥取県(一部島根県を含む)の 表8 表 7 定住自立圏の現状

鳥取・因幡気	定住自立圏	人口	人口比	面積	面積比			
中心市	鳥取市	195,957	81.4%	765.66	50.4%			
	岩美町	12,922	5.4%	122.38	8.1%			
E4711-H-MU,177	若桜町	4,072	1.7%	199.31	13.1%			
周辺市町村	智頭町	8,266	3.4%	224.61	14.8%			
	八頭町	19,386	8.1%	206.71	13.6%			
	計	240,603		1518.67				
鳥取県中部領	定住自立圏	人口	人口比	面積	面積比			
中心市	倉吉市	50,830	45.7%	272.15	34.9%			
	三朝町	7,314	6.6%	233.46	29.9%			
E1711-2: ur.1-1-1	湯梨浜町	17,670	15.9%	77.95	10.0%			
周辺市町村	琴浦町	19,276	17.3%	139.92	17.9%			
	北栄町	16,208	14.6%	57.15	7.3%			
	計	111,298		780.63				
中海圏定任	主自立圏	人口	人口比	面積	面積比			
中心市	米子市	148,915	33.9%	132.21	11.4%			
周辺市町村	境港市	36,108	8.2%	28.79	2.5%			
(鳥取側計)	小 計	185,023	42.1%	161	13.9%			
島根県側	松江市 · 安来市	254,635	57.9%	993.89	86.1%			
	計	439,658		1154.89				

註1 人口は総務省『全国の定住自立圏の取り組み状況』参照

中で実際に定住自立圏共生ビジョン

【参考】鳥取県西部広域行政管理 組合の現状

市/郡	市町村名	人口	人口比	面積	面積比			
市部	米子市	148,915	61.5%	132.21	10.9%			
ih ¤b	境港市	36,108	14.9%	28.79	2.4%			
	大山町	17,825	7.4%	189.79	15.7%			
西伯郡	南部町	11,684	4.8%	114.03	9.4%			
	日吉津村	日吉津村 3,249 1.3%		4.16	0.3%			
西伯郡 / 日野郡	伯耆町	11,740	4.8%	139.45	11.5%			
	江府町	3,361	1.4%	124.66	10.3%			
日野郡	日野町	3,809	1.6%	134.02	11.1%			
	日南町	5,489	2.3%	340.87	28.2%			
	計	242,180		1207.98				

註 町村の人口と面積は『市区町村プロフィール』鳥取県参照

定住自立圏は先行団体として二二

る。²²

満たすものは二四三市とされている 圏域が設定された。 中心市の要件を

言をした市は六九団体である。 表5のように実際に中心都市 そ 0 宣

形成方針策定までを終えた市は 立 策定を終えた市は四 |圏形成協定締結または定住自立圏 八団 体 定住 八 团 自

が考えられることから、

携

註2 面積は『市区町村プロフィール』鳥取県参照

体、 また県境型圏域が四圏域、 中心市宣言のみ実施団体が一三団体となっている。 それは複眼型中心市圏域が二圏域存在するためである。 合併一市圏域が一七存在する。その詳細は表6のとおりである。 ただし、明確に定住自立圏に取り組んでいる中心市は六六団 それゆえ実際の定住自立圏の圏域は五四である。

吉市を中心市とする定住自立圏と同様に、 若桜町、 域観光の 最初の二二圏域の一つであり、まさに日本の草分けの一つの定住自立圏である。そこでは福祉や教育や産業振興、 梨浜町、 十日に米子市が島根県松江市と一緒に、六月五日に鳥取市が中心市宣言を行っている。 療や産業振興や環境などを生活機能の強化にかかわる政策分野のテーマとして掲げられている。 鳥取県には表7のように三つの定住自立圏が設定されている。 推進などが生活機能の強化にかかわる政策分野のテーマとして掲げられている。 北栄町から構成された、 八頭町から構成された、 いわゆる鳥取東部ふるさと市町村圏を区域とする「鳥取・因幡定住自立圏」 いわゆる鳥取中部ふるさと市町村圏を区域とする、「鳥取県中部定住自立圏」 県内を三つに区分する圏域の一つを対象としたものである。そこでは、 鳥取県では平成二一年三月九日に倉吉市 倉吉市と三朝町、 鳥取市と岩美町、 琴浦町、 が、 智頭 は、 兀 月三 は、 町 医 倉 広 湯

四市 港市は三万六四五九人で二八・七九平方キロメートル、松江市は一六万四八九一で二六四・○二、安来市は三万五二○ て安来市と構成する定住自立圏である。米子市の人口は一四万九五八四人で面積は一三一:一平方キロメートル、境 る全国に四つしかない県境型圏域の定住自立圏の一つである。 第三のものは 鳥取県の視点からいえば米子市を中心市として境港市と構成する、 町で構成する、 「中海地域定住自立圏」である。これは米子市と松江市を中心市とし、境港市と安来市と東出雲町の 全国に二つしかない複眼型定住自立圏の一つであり、 すなわち全国唯一の複眼型で県境型の定住自立圏であ 島根県の視点からいえば松江市を中心市とし かつ県境を越えて圏域が設定されてい

面積は鳥取県が三割、 人で一二〇・七八である。 全体の人口は三八万一四五九人で、 島根県が七割という構成になっている。(33) 松江市と東出雲町は平成二三年八月一日に合併したので、八月一日以降は四市構成となっ 面積は五四五・八平方キロ メートルとなっている。 人口はほぼ半分であるが

には新事業創出促進法 都市地域」 の圏域は現在の松江市と合併前の安来市、 が中海新産業都市を区分するような形で鳥取県に「中海圏域地方拠点都市地域」が、 |出雲・宍道湖・中海地方拠点都市地域」の一部から形成されている。 この前提となったものが前述の一全総による「中海新産業都市」である。 安来市、 が、 雲南市、 後にそれを拡大して「出雲・宍道湖・ (旧テクノポリス法) 飯南町、 斐川町(平成二三年一〇月一日出雲市と合併の予定)から構成される地域である。 で「宍道湖中海周辺地域高度技術工業集積地域」が設定されているが、こ 出雲市、 平田市、 中海地方拠点都市地域」 斐川町、 大社町、 四全総においては、「地方拠点都市 が設定されている。 大東町、 島根県には当初「出雲地方拠点 加茂町、 現在の松江 八雲村からなり 地 出

豊かな自然と歴史文化の里であり、 係る政策分野として、 圏域振興ビジョン」を作成した。 る定住自立圏構想先行実施団体に決定され、 安来市で発足した。その後平成二○年七月に東出雲町がオブザーバー参加した。平成二○年一○月に四市・ ○月には四市・一町で定住自立圏形成協定を締結、二二年三月には「中海圏域定住自立圏共生ビジョン」と 「中海地域定住自立圏」の前身となったものが 医療、 福祉、 圏域の第一の特徴として、 教育、 西日本のゲートウェイとしての高い潜在力が強調されている。 産業振興その他がうたわれている。 平成二一年四月には米子市と松江市が定住自立圏構想の共同宣言を行 「中海市長会」であり、平成一九年七月に米子市、 ラムサール条約登録湿地である 東出雲町の松江市との合併により四市 「中海・宍道湖 生活機能の強化に 松江市、 境港市、 町によ があり 「中海

となっ(24)。

取県西部」はこうした視点に立った広域的な行政を展開していく必要がある。 「中海新産業都市」や中海を挟んだ二つの「地方拠点都市地域」 このように、 周辺の工業地域、さらに大山から中海や宍道湖をへて出雲へ至る広範な圏域ということもできる。「鳥 鳥取県西部は中海を挟んで島根県との関係性が強い。「中海地域定住自立圏」を見れば圏域は狭 から見れば、 かなり広範な圏域となる。 境港を中心

組合があり、 ていかざるをえない。 合や広域連合は存在しない。今後、 合や南部町と伯耆町による清掃施設管理組合、米子市と日吉津村の中学校組合、日野郡では構成三町による衛生施設 る必要がある。 ただし、表8からもわかるように、鳥取県の西部地域は若干複雑な地域構造を有していることから、 両郡をまたぐ形で、日野町、 地域的特性に応じた活動を考えた場合、 前述のように、西伯郡の町村部では、南部町と伯耆町と日吉津村で構成する南部箕蚊屋広域連 大山町を含んだ広域行政を確立していくことも考える必要が出てくるものと思わ 江府町、伯耆町による日野病院組合があるが、 旧来の郡を単位とした相互協力と広域行政への対応も重視し 大山町を含んだ一部事務組 別に考えてみ

サービスの展開が試みられていることを伝えている。 政策は規制緩和の全国展開によって平成一九年に取り消されてはいるが、 部地区福祉輸送特区」は、 また表りのように、 鳥取県の一一の構造改革特区のうち、平成一八年の第一○回の認定回で設置された 鳥取県内で唯一複数の市町村すなわち西部地域を構成団体とする特区であった。この特区 鳥取県西部地域では圏域の一体的な行政 一鳥取県西

米子市と境港市と西伯郡に属する南部町、 大山町、 伯耆町、 日吉津村と、 日野郡に属する日南町、 日野町、 江府町

表 9 鳥取県の構造改革特区

					1	
政	策 主	体	特区の名称	認定年月日	認定回	備考
伯	耆	町	ほうき農村交流どぶろく特区	H21.7.17	第 20 回	
鳥	取	市	鳥取市保育所臨時保育士の任用期間延長に よる保育事業充実特区	H19.3.30	第13回	
鳥	取	県	鳥取県温泉熱利用発電研究開発特区	H18.7.3	第 11 回	
智	頭	町	はぐくみ給食再生特区	H17.7.19	第8回	
湯梨池	兵町 (旧羽	合町)	保育の充実による若者支援特区	H15.11.28 (H16.6.21)	第3回 (変更5回)	
鳥	取	市	「地域に生きる活力ある学校づくり」鳥取市 湖南小中一貫教育特区	H19.11.22	第 15 回	(H20.7.9 取消) 規制緩和の全国展開による
日吉湾 南部町	米子市・境港市・ 日吉津村・大山町・ 南部町・伯耆町・ 日南町・日野町・ 江府町		鳥取県西部地域福祉輸送特区	Н18.3.31	第 10 回	(H19.3.30 取消) 規制緩和の全国展開による
鳥	取	県	イノシシわな猟免許取得促進特区	Н17.7.19	第8回	(H19.7.4 取消) 規制緩和の全国展開による
鳥	取	市	鳥取砂丘観光特区	Н17.7.19	第8回	(H18.7.3 取消) 規制緩和の全国展開による
江	府	町	江府町南大山農業活性化ブルーベリー特区	H16.6.21	第 5 回	(H17.11.22 取消) 規制緩和の全国展開による
*	子	市	早期幼児教育特区	H15.8.29	第2回	(H20.7.9 取消) 規制緩和の全国展開による

構造改革特区 / 企画課 / とりネット / 鳥取県公式サイト(http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=146563)を参照して作成した。

野郡に属する日南町、

H

野町、

江府町

は

人口

密

吉津村は米子市とのつながりが強い。

反面、

H

係を共存させている。

さらに、

米子市に隣接

す

る西伯郡に属する南部町、

大山町、

伯耆町、

日

安来市、

東出雲町)

と囲んでおり、

特殊な利害関

前にしながら中海を島根県の二市

町

(松江市

は若干性格を異にする圏域といえる。

日本海を

他の二つの一

市

四町村から構成される地域と

村で構成される西部地域は、

の二市・六町・一

のベッドタウンとなっていることを示している。に取り囲まれており、人口密度の高さは米子市しなかった日吉津村は村全体が日本海と米子市場、四伯郡で唯一合併

える。

性を有する圏域であっ

て、

それぞれの特性を生

かした広域行政の展開が望まれている地域とい

度の低い典型的な山間部の農村地域という共通

取ることができる。 共団体である。また県の北西で島根県と接する境港市の人口は三万六一○八人で昭和の大合併のときの市町村合併の 生以外は見られない。 西伯郡では合併が進んだが、 (人口要因が五万人から三万人に減少された)で市となったことがわかる。 合併しなかった日野郡の日南町と日野町と江府町は典型的な農村型の集落を単位とする地方公 日野郡では溝口町が西伯郡の岸本町と合併して西伯郡に属することになった伯耆町の誕 県西部地域の複雑な関係がここから読み

四 中国地方や関西広域連合と鳥取県の今後

志の地方公共団体の協力関係の確立の動きなどのほうが進展しているといえるような傾向がみられる。そうした中で きが明確になっているとはいえない。 東日本大震災は広域的な連携の必要性を認識させたことは事実であるが、その主体として「道州」の確立に向けた動 道州制とは異なった視点で平成二三年一二月一日に設立されたものが「関西広域連合」である。 鳥取県は道州制案を見ると「中国州」 の言葉がなかったことから、 道州制確立に向けた日本各地の地方公共団体の歩みは明確なものにはなってい 近隣の都道府県相互の協力関係の確立と、大規模災害を視野に入れた遠隔地同 あるいは 中国 四国州」に含まれる。民主党の 「マニフェスト」に 道 ない。 州

な広域行政の実施主体、 えば大阪) を受けるものであることから、 「関西広域連合」と「関西州」ではその性格が大きく異なる。 の — 局集中となる可能性も考えられる。 すなわち国から出先機関を中心として実施されている権限の受け皿機関として「関西広域連 多くの府県で県庁所在地一極集中化傾向がみられることからみて、 それゆえ構成各府県と政令指定都市の主体性を維持しながら必要 道州制が都府県統合を前提として国からの権限移譲 関西州 州都 例

代わりに徳島県と鳥取県が参加する形で 合」は設立された。 京都府、 滋賀県、 ただし関西圏にある二府四県のうち奈良県は参加せず、 兵庫県、 和歌山県、 「関西広域連合は設立された。 徳島県、 鳥取県の二府・五県の七府県となった。 その結果 四つの政令指定都市も参加しなかっ 「関西広域連合 の構成府県は、 た。

域防災体制の整備やドクターヘリによる広域的な救急体制の確保をはじめ、 明されている。 主体的に対応できる現実的な仕組みづくりを、 交通・物流基盤の一体的な運営管理などを目指し、 体制と東京一極集中を打破し、 一重行政を解消。 関西広域連合の設立の狙いは以下の三点である。 「国の出先機関の仕事の受け皿づくり!」であり、その実現のためには「各団体の個性や資源を有効に活用す 出先機関を中心とした国の事務、 第二は 関西全体としてスリムかつ効率的な体制への転換を目指します」と説明されている。 「関西全体の広域行政を担う責任主体!」で、その目的は 地域的な自己決定、 関西が全国に先駆けて立ち上げ、 権限のうち、 自己責任を貫ける分権型社会を実現するため、 その第 関西が一丸となって広域行政を展開します」と説明されている。 が 広域自治体で担うべき事務の移譲を受けて、 「分権型社会の実現へ!」であり、 将来的には関西の競争力を高めるための 地方分権の突破口 「東南海・南海地震発生に備えた広 広域課 それ を開きます」 は 玉 題に地 中央 と地方の と説

のである。 らスタートし、 関西広域連合」は、 そうした中で、 管理等を目指 徳島県は関西圏との 「成長する広域連合」として、 奈良県は、 あ 当初は、 わせて、 距 県独自に受けるべき権限移譲を広域連合が受けることを問題として参加を見合わせた 防災、 国の出先機関の受けⅢとして、 離的あるいは地理的な関係の強さを考慮し、 観光・文化振興、 将来的には、 産業振興、 港湾の 国からの事務 一体的な管理や国道・河川 医療、 資格試験・免許等、 資格試験・ 権限移譲の早急な実現を目 免許以外の六項目に参加 職員研究 0) 体的 修 な計 Ó 七分野 画 7 整 か

ている。 「相互応援協定」 「相互応援協定」を締結している。(26)鳥取県は観光・文化振興と医療の二分野のみに参加した。なお、 鳥取県と愛媛県の間では危機事象発生

おける

たのは、 性の強さを強調しており、 頭鉄道経由を経由して関西圏や東京へ行くことも可能である。 大阪と直結しており、 自動車道からは播磨ICで、 陰自動車道と中国縦貫自動車道と山陽自動車道という高速自動車道から、 つにこの経済圏のつながりがあることは疑いない。 鳥取県での聞き取り調査の中で、本来は関西圏の府県を対象に設立されるべき「関西広域連合」に鳥取県が参加 鳥取市を中心とした「鳥取・因幡定住自立圏」 鳥取県東部地域を対象とした場合には、 鳥取県東部は関西圏との関連性が強い。 中国縦貫自動車道からは佐用ICで接続している。 の都合があるとの指摘をうけた。 智頭鉄道のキャンペーンも売り上げも関西圏との関連 因美線から姫新線を経由して関西圏へ行くことも、 鳥取市を中心に関西広域連合へ参加した理由 鳥取市へは中国横断道姫路鳥取線が、 鉄道では鳥取市は山陽本線で京都 中国地方を平行に走る、 山陽 σ 智 Ш

中心となる可能性が高い。 米子市は岡山や倉敷を経由して山陽自動車道とつながり、 結びつきが強い。 鉄道では伯備線で倉敷と接続している。 鳥取県西部は島根県との関係が強いことは前述のとおりである。「中海圏域定住自立圏」はそのシンボルといえる。 日本海側の繁栄を考えれば、 中国州が設置された場合、 かつて日本海側は裏日本とよばれ、 中海圏域定住自立圏を中心とした地域発展策の推進が必要となる。 観光は大山から境港を経由し中海を挟んで出雲方面とつながり、 州都は岡山市か広島市となる可能性が高く、 落合JCT等を通じて中国縦貫自動車道とつながっている。 発展する太平洋や瀬戸内海に面した表日本と対比され 瀬戸内を中心にした政策が 島根県との

海圏域定住自立圏の人口は三八万一四五九人、

面積は五四五・八平方キロメートルであるが、

中海をまたいで設

四七万一七〇八人、面積二四一四:二一であり、合計人口七〇万一二二九人、合計面積三〇二二・六五平方キロ 二二万九五二一人、面積六〇八・四三であり、 定されていた二つの旧地方拠点都市地域を対象にすれば、鳥取県側の「中海圏域地方拠点都 人口で一万二六五九人、面積で五九九・五五平方キロメートルが加わることになる。 政令指定都市ともなりうるかなり大きな圏域ということになる。 島根県側の 「出雲・宍道湖 鳥取県側を鳥取中部地域とした場合には 中海地方拠点都· 中国地方の日本海側の拠点とな 市 市 地 地域」 が、 が、 メート 人口

るべき力を備えた地域ということになる。

それぞれ影響を受ける地域との連携の中で地域おこしを行いつつ、圏域全体の発展を考察していく必要がある。 ていると言わざるを得ない。そうしたはざまにあって倉吉市を中心とした中部地方は、 根県との相互協力の協力によって地域活性化を模索している米子市や鳥取県西部地域では、 ある発展を模索していくことが必要となる。こうした流れを見ると、鳥取県は三つの定住自立圏を中心に、各地域が このように鳥取県においては、 関西圏とのつながりの中で地域発展を模索している鳥取市や鳥取県東部地 田園都市としての落ち着きの 向いている方向 が異なっ 島

の特に日本海側を中心とした集客に努力することも必要である。 港と石見空港が、 ながることで集客競争をおこなっている。 近隣では兵庫県には第三種空港である神戸空港と公共用飛行場である但馬空港、 鳥取県には第三種空港である鳥取空港と、共用空港である美保(米子・米子鬼太郎)空港という二つの空港がある。 鳥取市を中心とする鳥取県東部と米子市や境港市を中心とする鳥取県西部が、 岡山県にも第三種空港である岡山空港がある。 飛行場を核とした広域的交流による関西圏と中国地方への集客、 その時にも鳥取県東部と鳥取県西部では若干方向性 鳥取県内に限っても鳥取空港と美保(米子)空港を 島根県には第三種空港である出雲空 空港で日本の主要都市とつ 中国 地方

への異なりもみられる。

域 た 港と東海そしてウラジオストクへの定期貨客を利用した海の「北東アジアゲートウエイ構想」が掲げられている。 時代』へ踏み出し、本県が、人・物の西日本における、北東アジア地域への窓口となることを目指します」とのス ローガンで、鳥取県と近畿圏域との関連性強化の重要性を強調している。 ローガンのもと、米子空港と韓国・仁川空港との間の定期便を利用した空の「北東アジアゲートウエイ構想」と、境 ながる」 [近畿圏とつながる]では「中国地方の一員であることに加え、グレーター近畿 「鳥取県の将来ビジョン」の中の の一員として地域間連携を進め、 ほか四つのビジョンが示されている。[北東アジアへの窓口に]では、「環日本海をはじめとする『大交流新 、鳥取県はどこに活路を見出す。には、 販路拡大、情報発信強化などに打って出る取り組みを推進します」というス [北東アジアへの窓口に]、[近畿圏域とつ (京阪神を中核とした広域的経済圏

り、 といえよう。 鳥取県はまさに鳥取市と米子市という二眼を軸にした県ということができる。両者は東部と西部の中心都市でもあ 両者がい かにして県全体の発展を、 倉吉市を中心とする中部地域にも配慮しながら行っていくかが、 今後の課題

Ì

- 1 参照し整理した。 鳥取県の位置については、鳥取県企画統計課編 『平成20·21年鳥取県統計年鑑』 (平成22年刊) 鳥取県の 2 位置」を
- 2 統計課編 鳥取県の歴史と市町村の変遷については、鳥取県企画統計課編『鳥取県勢要覧』 『平成20·21年鳥取県統計年鑑』(平成22年刊) 鳥取県、 市区町村変遷履歴情報・市制町村制施行時の情報 (平成二二年度版) 鳥取県、 鳥取県企画 【鳥取県

度や合併数は正確ではない。以下、同一項目についてはこれらの資料を参照した。 (http://uub.jp/upd/s_tottori.html) 等を中心に整理した。なお、 市町村数の統計は五年おきとなっているため、実際の合併年

- 3 町村制一覧」を参照した。 鳥取県の平成一二年の国勢調査における各市町村の人口は、『平成15・16年鳥取県統計年鑑』(平成17年刊)の 「付録 1 市
- 4 鳥取県の面積は鳥取県企画統計課編『鳥取県勢要覧』(平成二二年度版)鳥取県を参照して整理した。
- 5 aspx?menuid=12516)を参照して整理した。 「鳥取県内の市町村合併の状況」と「鳥取県内の市町村合併前の状況」(http://www.pref.tottori.lg.jp/dd 鳥取県の平成の大合併の結果については、鳥取県自治振興課鳥取県内の市町村合併の状況(平成一七年一○月一日)の中
- 6 arc/)等を参照して整理した。 鳥取県の市町村数と他の都道府県との比較は「都道府県市町村」のなかの「都道府県プロフィール」(http://arc.uub.jp/
- 7 『地方財政白書』(平成二二年版)等を参照して整理した。 一部事務組合に関しては、「暮らしと政治」編集部編『新地方自治ハンドブック…制度編』伯林書房一九九一年や総務省
- 8 htm)を参照した。 中海新産業都市の区域に関しては「新産業都市と工業整備特別地域」(http://www.nishnet.ne.jp/~andou/zensou/1sangyou.
- 9 以下同じ。 広域市町村圏に関しては、 自治省行政局振興課監修『平成6年度改正 広域行政圏要覧』第一法規、平成七年を参照した。
- <u>10</u> 務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp)を参照した。 推進要綱について」内の「『広域行政圏計画策定要綱』及び『ふるさと市町村圏推進要綱』の廃止に関する事務次官通達」、総 平成20年12月26日付け総行応第39号、総務事務次官から各都道府県知事及び政令指定都市市長あて通知 「定住自立圏構想
- 合』、『倉吉市外9か町村交通災害共済組合』、『倉吉市外9か町村畜産物処理流通改善施設管理組合』を解散し、 たとえば鳥取中部では昭和四六年一〇月に『倉吉市以外9か町村衛生管理組合』、『倉吉市外9か町村ごみ処理場管理組 同年一一月に

さと広域連合」のホームページ(http://www.chubu-furusato-tottori.jp)を参照して整理した。 『中部市町村共同処理管理組合』を設立している。 他の組合も同様の措置をとっている。鳥取中部に関しては「鳥取中部ふる

- 12) 「鳥取中部ふるさと広域連合」ホームページ参照。
- <u>13</u> kouiki/kouiki.html)を参照した。なお「広域行政圏施策の概要」によれば、平成二○年四月一日現在の広域行政圏は三五九 西部地域は市町村の数からみて、若干全国平均とは異なった地域形態を有していることがわかる。 は平均的であるが、人口と面積では若干小さめな広域市町村圏といえる。平均規模に類似しているのは鳥取県東部地域であり 圏で構成市町村数は一七〇二となっており、全市町村の九五・一%が参加している。人口は約九千万人で全人口の七七・六%、 いる。平均人口約二○万人で平均面積は一○四九平方キロメートルであり、鳥取県中部地域は五市町村で構成されている点で 面積は約三六万平方キロメートルで全体の九七・一%となっている。広域市町村圏は三三四圏域で一圏域四・五市町村となって 広域市町村圏に関しては平成一四年四月二六日の総務事務次官通達の「広域行政圏計画策定要綱」(www.soumu.go.jp/

況を示すものである。 体のもの(一二・九%)となっており、併せて全体の七割を超えている」と報告されているこのことは平成の大合併の進捗状 によれば、「一部事務組合は、 なお、 総務省自治行政局市町村体制整備課の「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調べ(平成二二年七月一日現在)」 構成団体数が二団体のものが最も多く (三七・三%)、次いで三団体のもの (二三・九%)、

- 14 鳥取県東部行政管理組合 「麒麟の王国」(http://www.east.tottori.tottori.jp)を参照して整理した。
- て」(www.city.tottori.lg.jp)を参照し整理した。 鳥取市の特例市以降に関しては、鳥取市総務課行政係が平成一七年二月四日に発表した資料である 「特例市への移行につ
- 「鳥取県西部広域行政管理組合」ホームページ(http://www.tottori-seibukoiki.jp/)を参照して整理した。
- 17 作成した。 構造改革特区 / 企画課 / とりネット / 鳥取県公式サイト(http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=146563)を参照して 鳥取県内の広域連合と一部事務組合については、鳥取県自治振興課広域連合・一部事務組合を構造改革特区については、

- 18 ふるさと大山ふれあいリゾート構想については(http://www.mlit.go.jp)の(8)地域開発の状況を参照した。
- <u>19</u> lg.jp) を参照した。 中海圏域地方拠点都市地域に関しては「とっとり県政この1年」七八号一九九五年(平成七年)(http://www.pref.tottori.
- (20) 平成20年12月26日付け総行応第39号、総務事務次官前掲通知
- (21) 総務事務次官前掲通知一~二ページを参照して整理した。
- 22 kenkyu/teizyu/index.html) などから抽出して分析した。 定住自立圏構想の内容は、総務省の『定住自立圏構想推進要綱』(http://www.soumu.go.jp/menu_03/shingi_kenkyu/
- 市・米子市「中海圏定住自立圏共生ビジョン」(平成22年)などを参照して整理した。 圏共生ビジョン』(平成22年3月作成、同年9月一部改定)、倉吉市「鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン」(平成22年)、松江 各定住自立圏の特徴と内容については総務省「全国定住自立圏の取り組み状況について」と鳥取市「鳥取・因幡定住自立
- ついては中海市長会ホームページ「中海圏域へようこそ」(http://www.nakaumi.jp) を参照した。 中海定住自立圏に関しては総務省の『全国の定住自立圏の取組状況について』(総務省ホームページ)を、中海市長会に
- 『さあ、関西の時代へ』「関西広域連合ホームページ」 (http://kouiki-kansai.jp)
- www.news-medical.jp/)、『関西広域連合(仮称)設立案〈概要版〉』(http://www.pref.tokushima.jp/)等を参照して整理した。 『さあ、 関西の時代へ』(前掲資料)、『【速報】鳥取県、関西連合規約を可決、 観光と医療に参加 —中国新聞』(http://
- 頭急行ホームページ(http://www.chizukyu.co.jp/)などを参照して整理した。 鳥取県広報連絡協議会「山陰・鳥取」同協議会発行、鳥取県東部広域行政管理組合「因幡ぐるり Navi」同組合発行、
- (28) 鳥取県「鳥取県の将来ビジョン【概要版】」鳥取県統轄監県政推進課参照